

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年2月24日 12時28分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市鞍掛島南方沖 鞍掛島灯台から真方位178° 1.2海里付近 (概位 北緯34°40.0′ 東経134°38.3′)
事故の概要	プレジャーボート五十丸は、漂流中、また、プレジャーボート エムアール M R Ⅲは、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年2月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 五十丸、5トン未満（長さ6.62m） 260-35848兵庫、個人所有 B プレジャーボート MRⅢ、2.6トン 271-39655兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に亀裂等 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を北方に向け、漂流して釣 りを行っていたところ、低速力で接近するB船を認め、A船の近くで 釣りを始めるものと思い、B船から目を離し、魚探探知機（以下「魚 探」という。）の映像を見ながら漂流を続けていたところ、B船の船 首部と衝突した。 A船は、汽笛を備えていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、‘他のプレ ジャーボートが数隻集まっている釣り場’（以下「本件釣り場」とい う。）に向けて約2ノットの対地速力で西進中、船長Bが魚探の映像 を見ていたところ、A船の船首部と衝突した。 船長Bは、本件釣り場まで約300mの距離があったので到着まで まだ距離があると思い、魚探の映像を見ていた。
分析	A 船は、漂流中、船長Aが、低速力で接近するB船に対し、衝突す る危険がないと思って魚探の映像を見ながら漂流を続けたことから、 B船と衝突したものと考えられる。 B船は、本件釣り場に向けて航行中、船長Bが、本件釣り場までま

	<p>だ距離があると思って魚探の映像を見ながら航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が航行中、船長Aが、魚探の映像を見ながら漂流を続け、また、船長Bが、本件釣り場までまだ距離があると思って魚探の映像を見ながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、漂流中、接近してくる他船に対しては、確実に動静監視を続け、衝突のおそれがあるときは、汽笛を吹鳴するなど、ためらわず注意喚起又は衝突回避のための措置を積極的に採ること。・ 船長は、航行中、他船に接近しているときは、魚探等を確認することなく、他船に注意を向けて操船すること。